

# 派遣元責任者講習のご案内

厚生労働省職業安定局長に対する派遣元責任者講習開催に係る申出手続に基づく派遣元責任者講習です。

## ■ 対象者

1. 派遣元事業主又は労働者派遣事業を行おうとする者により派遣元責任者として選任されることが予定されている方
2. 派遣元責任者に選任されている方
3. その他労働者派遣事業に関する一定水準の知識を習得し、理解を深めようとする方

## ■ 講義カリキュラム

1. 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
2. 労働者派遣事業運営の状況及び派遣元責任者の職務遂行上の留意点について
3. 労働基準法等の適用に関する特例等について
4. 個人情報保護の取扱いに係る労働者派遣法の遵守と公正な採用選考の推進について

## ■ 講習日程

日程	時間
① 2019/3/20	受付9:40 10:00開始～17:00終了
② 2019/4/25	
③ 2019/5/23	
④ 2019/6/20	
⑤ 2019/7/25	
⑥ 2019/8/22	
⑦ 2019/9/26	
⑧ 2019/10/24	
⑨ 2019/11/21	
⑩ 2019/12/19	



■ 講師：澤田 英幸（社会保険労務士）

■ 受講料：8,640円（税込、テキスト代含む、振込手数料はご負担ください）

■ 振込先

株式会社サポルテ 代表取締役 塚田 康祐 北洋銀行 札幌南支店（普通）4551020

■ 定員：40名（先着順で定員になり次第申し込みを締め切ります）

※お申込頂きましたらメール（又はFAX）で受付のご連絡をしております。

■ 講習会場・お問い合わせ先



プラット 2.2

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 STV北2条ビル1F

TEL 011-522-7300 FAX 011-522-7298

URL <http://www.plat22.com/> e-mail [toiawase@plat22.com](mailto:toiawase@plat22.com)

■ お申し込み方法：申込書に必要事項記載の上 FAXにてお申し込み下さい。

■ テキスト：当日、当社テキスト配布

■ 主催：株式会社サポルテ

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 STV北2条ビル1F

TEL 011-522-7300 FAX 011-522-7298

# 「2019年 派遣元責任者講習」申込書

No. \_\_\_\_\_

プラット2.2 行（株式会社サポルテ）



FAX:011-522-7298

お申込日 令和 年 月 日

受講日	ご希望の受講日をお選び下さい		
	<input type="checkbox"/> ① 2019/3/20(水) <input type="checkbox"/> ② 2019/4/25(木) <input type="checkbox"/> ③ 2019/5/23(木) <input type="checkbox"/> ④ 2019/6/20(木) <input type="checkbox"/> ⑤ 2019/7/25(木)	<input type="checkbox"/> ⑥ 2019/8/22(木) <input type="checkbox"/> ⑦ 2019/9/26(木) <input type="checkbox"/> ⑧ 2019/10/24(木) <input type="checkbox"/> ⑨ 2019/11/21(木) <input type="checkbox"/> ⑩ 2019/12/19(木)	
フリガナ			
御社名			
ご連絡先	部署名	メールアドレス	
	ご担当者		
ご住所	〒		
電話番号		FAX番号	
受講者 ご芳名		フリガナ	
所属		生年月日	昭和・平成 年 月 日
受講票希望 送信先	<input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> メール		
	受付日	入金日	受講証送信日

・太線枠内にご記入の上、ファックスによりお送りください。お二人以上のお申し込みの場合は、この用紙をコピーしてご使用ください。

**・お申し込みとお振込が確認できましたら受講票をお送りいたします。**

・本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては本講習会の主催者が実施するセミナー等のご案内のみに利用させていただきます。

・受講日当日は受講票をご提示ください。また、厚生労働省の通達により、身分証明書の提示をお願いしております。

■ 講習の目的

法第36条により選任を義務づけられている派遣元責任者に対し、法の趣旨、派遣元責任者の職務、必要な事務手続等について講習を実施することにより、派遣元事業所における適正な雇用管理及び事業運営の適正化に資することを目的とする。